水道料金、下水料金、督促手数料、遅延損害金及び延滞金に係る指定公金事務取扱者の委託について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 にて準用するとされている地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、水道料金、下水料金、督促手数料、遅延損害金及び延滞金に係る指定公金事務取扱者を次のとおり委託したので、その旨を公表します。

１　指定公金事務取扱者の名称、所在地
ヴェオリア・ジェネッツ株式会社　中部支店　支店長　佐藤　直人
愛知県名古屋市中区栄一丁目 24 番 15 号

２　公金事務に係る歳入
水道料金、下水料金、督促手数料、遅延損害金及び延滞金

３　２の歳入等の指定公金事務取扱者に指定した日及び委託した日
令和 7 年 3 月 26 日